

「文化が活きる京都の推進に関する条例(仮称)」の骨子案に対する御意見と京都府の考え方

○意見募集期間 令和6年3月18日(月)～ 4月7日(日)
○寄せられた意見 2名から 8件の御意見をいただきました。

	意見の要旨	京都府の考え方
条例全般		
1	条例というものの性格上、そのテーマや対象が「文化」であっても「規範的」「お役所的」になるのは一定理解できますが、「都市計画」や「福祉」と違い、「文化」に関しては「任意性」「多様性」「柔軟性」の感じられる条例とすべきと考えます。 民間や各地域の府民の自由で創造的な文化活動(これらを行わないことも含めて)を尊重し、府はそれを支援・推進するとしてもできる限り後方からというようなスタンスがよいと思います。 なお、そうした意味で、「すべての府民が京都の文化に誇りと愛着を持ち続け」、「あらゆる活動の原動力」、「あらゆる分野で有機的な連携」といった表現には違和感を感じます。	御意見のとおり、文化は個人の自主性が十分に尊重されるべきであると考えます。御指摘の記述につきましては、京都の文化の発展に向けたものであり、誤解を招かない表現にします。
制定の趣旨について		
2	文化庁が京都に来てくれたことは非常に嬉しい。祇園祭や京都マラソンにも職員が参加している。施策上の連携も必要と思うが、京都の暮らしを実感してもらうことが一番の連携だと思う。今後は北部や南部にも足を運んでほしい。	京都は南北に長く、各地域に多彩な文化が根ざしていますので、文化庁職員にその魅力を伝えられる取組を進めていきたいと考えます。
3	京都の文化は誇りに思うが、社寺などは拝観料も手ごろでいつでも訪れられるが、能や狂言などの伝統文化は市民でも気軽に体験できない。特に子どもは感受性が高いので、京都の伝統文化を気軽に体験できる場があってほしいと思う。	文化の次世代の担い手である子どもが京都の伝統文化に関心を持てる機会は重要と考えます。御意見を踏まえ、子どもが京都の伝統文化を気軽に体験できる場の創出に関する施策を検討してまいります。
前文について		
4	「地域ごとに多様な文化を育み、世界の人々を引き付ける強みとなっている」とあるが、まだ知られていない文化が沢山ある。地域の負担にならないよう配慮はいるが、京都の地域文化を集めて見学や体験できる機会が必要ではないか。	府内には各地の気候風土に育まれた多様な文化があります。こうした京都の地域文化を集めて見学や体験できる機会について、今後検討してまいります。
5	「京都の文化を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の価値の創造につながる施策」とあるが、今日に伝統と呼ばれる文化も始めは革新的な文化であったことから、守ることと同じくらい新たな文化を生み出す取り組みに力を注いで欲しい。	京都の伝統文化も革新を繰り返すことで今日まで受け継がれてきたと考えます。今後、新たな文化の創造につながる施策を検討してまいります。
基本理念について		
6	「文化芸術、観光、まちづくり、産業その他のあらゆる分野で有機的な連携を図る」とあるが、連携するためには知ってもらうことが大切と考える。一般だけではなく国内外の各分野の経営者や事業関係者に広く文化の魅力を発信してはどうか。	観光やまちづくり等との連携を強めるためには、京都の文化の魅力を他分野の関係者等に伝えることが重要と考えます。各分野の関係者に広く文化の魅力を発信する機会を設けていきたいと考えます。
7	「地域間や国内外の交流の推進」とあるが、文化は人が生み出すものであることから、京都に文化の担い手や支え手が集う施策に取り組んでほしい。	文化の担い手の交流や育成等は文化の創造を生み出すために重要であると考えます。京都に文化の担い手や支え手が集える施策について、今後検討してまいります。
基本指針について		
8	今回の条例の見直しで具体的な施策の規定が無くなったが、生成AIなどの先端技術や北陸新幹線などの交通網、気候変動による災害多発など、社会情勢は目まぐるしく変化することを考えれば、基本指針に定めて機動的に施策に取り組むことが大切と考える。	デジタル技術の進展や気候変動など文化を取り巻く社会情勢の変化は大きく、文化を創造する上でも守る上でもこうした社会の変化に対応することが重要と考えます。御意見を踏まえ、社会情勢の変化に対応できる基本指針を策定したいと考えます。